



青葉ニューズレター

Vol. 67

2018年12月4日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

中国における審査サービス簡素化の推進について	4
【背景】.....	4
【主要内容】.....	4
企業銀行口座の開設許可証発給制度取消の試行について	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
中国政府公布の減税、免税及び優遇措置について	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8
日中間の社会保障に関する協定締結について	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
自由貿易試験区試験的改革の結果を踏まえたビジネス環境の改善推進について	11
【背景】.....	11
【影響】.....	11
【主要内容】.....	11
外資投資企業設立届出と工商登記の同時処理について	14
【背景】.....	14
【影響】.....	14
【主要内容】.....	14
個人所得税第七次修正草案の解説	15
【背景】.....	15
【影響】.....	15
【主要内容】.....	15

中国における審査サービス簡素化の推進について

【背景】

近年、中国政府は行政審査制度の改革に継続的に取り組んでおり、5月16日に中国国務院常務委員会が発表した三つの決定事項の内、二つが審査サービスの簡素化に関わっている。5月17日、国務院事務庁は「企業開業日数の短縮にまつわる意見」を公布し、これにより企業が設立から一般経営資格を取得するまでのプロセスを更に簡素化させ、時間短縮を図る。5月23日、中国共産党中央事務所、国務院事務庁より「審査サービスの簡素化推進に関する指導意見」が公布され、これを簡素化審査サービス提供のためのガイドラインとした。

審査サービスの簡素化を推進することで、政府の処理効率を向上させ、行政コストを削減し、企業経営環境の改善を図る。また、外資企業の設立プロセスを簡素化し、条件を緩和することで、中国の外資企業投資環境も改善される。

【主要内容】

一、外資企業の設立プロセスを更に簡素化

6月30日より、外資商務届出及び公証登記を「同一フォーム、同一窓口」に統合し、「紙なし」「面会なし」「費用なし」のコンセプトの下、処理時間を短縮する。銀行、税関、税務、外貨など外資企業情報をリアルタイムで共有し、管理する。

二、企業設立に要する日数を短縮

2018年年末まで、各直轄市、計画リストにある市、副省級都市及び省都では、企業設立に要する日数を、従来の半分以上までに短縮する。具体的な目標としては、現在の平均20営業日から8.5営業日以内までに短縮し、2019年上半期には、全国で上述の目標を実現する。日数短縮の要となる企業登記、印鑑作成及び發票申請・受領において、必要日数を以下の目標まで短縮する。

企業登記（名称予備審査と設立登記を合併、5営業日以内に完了）

印鑑作成（1営業日以内に完了）

インボイスの申請・受領（2営業日以内に完了）

三、浙江、江蘇、上海、広東など地方のノウハウの活用

審査サービスの簡素化推進の具体的要求に基づき、下記八つの方面から簡素化推進のノウハウ活用を提示した。

1. 「迅速な処理、オンライン上での処理、近場での処理、一回完結型の処理」を目標とした審査サービスを進める。
2. 審査サービス標準化を進める。
3. 煩雑な届出・証明手続きを簡素化し、企業にとって負担となる重複届出・証明や不必要な届出・証明を削減する。
4. 審査サービスの集中処理を進める。
5. 「ネットサービスと行政サービス」の融合レベルを向上させ、アプリ開発を進めることで、ネット上での審査サービスと窓口での審査サービスの二本柱とする。
6. 企業に有益となる審査サービス方法を模索し、「経営と証明書手続きの分離」改革を展開する。また、「営業開始が先、各種手続きは後」というモデルを推進し、企業設立までの必要日数を短縮する。
7. 行政審査仲介サービスの改革を推進し、仲介が必要となるサービス事項を減らし、公平競争の市場形成に寄与する。
8. 事後監督を強化する。

【法規リンク】

「5月16日の国務院常務会決定の三つの項目」

http://www.gov.cn/xinwen/2018-05/16/content_5291475.htm

「国務院事務庁企業開業日数の短縮にまつわる意見」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-05/17/content_5291643.htm

「中共中央事務庁 国務院事務庁 審査サービスの簡素化推進に関する指導意見」

http://www.gov.cn/zhengce/2018-05/23/content_5293101.htm